

高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、2人以上の幼児を養育する家庭に対し、予算の範囲内において幼児二人同乗用自転車等の購入に係る費用の一部を補助することにより、経済的負担を軽減しながら、安全基準を満たす自転車や幼児用ヘルメットを普及させ、子どもの安全確保の向上を図るとともに、移動手段の確保により、育児負担の軽減と地域活動への参加促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼児 小学校就学の始期に達するまでの子をいう。

(2) 幼児二人同乗用自転車等 次に掲げるものをいう。

ア 一般社団法人自転車協会が定める幼児二人同乗用自転車安全基準に適合し、「BAA（安全・環境基準適合車）マーク」及び「幼児二人同乗基準適合車マーク」が貼付され、かつ、防犯登録がされた新品の幼児二人同乗用自転車（以下「幼児二人同乗用自転車」という。）

イ 幼児二人同乗用自転車に設置する幼児用座席（一般財団法人製品安全協会が定める安全認定基準に適合し、「SGマーク」が貼付された新品のものに限る。以下「幼児用座席」という。）

ウ 幼児二人同乗用自転車に同乗する幼児が着用するヘルメット（一般財団法人製品安全協会が定める安全認定基準に適合し、「SGマーク」が貼付された新品のものに限る。以下「幼児用ヘルメット」という。）

(3) 電動アシスト自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）の基準に適合している電動アシスト機能を有する自転車をいう。

(4) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。

(5) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険又は共済をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、幼児二人同乗用自転車等を購入した者のうち、次の各号に定めるいずれにも該当する個人とする。

(1) 第7条第1項の規定による申請を行う日において、市内に住所を有し、現に居住していること。

(2) 第7条第1項の規定による申請を行う日において、同一世帯に属する2名以上の幼児の養育を行っていること。

- (3) 本人が補償対象となる自転車損害賠償保険等に参加していること。
 - (4) 同一世帯に属する全員が、納期限の到来している市税を完納していること。
 - (5) 同一世帯に属する者が、いずれも当該事業による補助金の交付を受けていないこと。
 - (6) 同一世帯に属する全員が、高槻市暴力団排除条例(平成25年高槻市条例第33号)に規定する暴力団員等でないこと。
- 2 配偶者からの暴力等により避難している者であって、市内に現に居住していると市長が認めるものについては、市内に住所を有するものとみなす。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市内の自転車販売店舗において、幼児二人同乗用自転車等の購入に要した費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。
- 2 前項のうち、幼児用座席及び幼児用ヘルメットは、幼児二人同乗用自転車と同時購入(同一の領収書又は納品書にて幼児二人同乗用自転車と幼児用座席又は幼児用ヘルメットが明記され、かつ購入日が同一である場合をいう。)した場合に限る。
 - 3 第1項のうち防犯登録、自転車損害賠償保険等、自転車販売店舗が提供する任意の安心保証サービス及びそれらに類する幼児二人同乗用自転車等の購入に付帯する費用は対象外とする。
 - 4 第1項のうち、暗号資産(仮想通貨)、クーポン、ポイント、金券、商品券及びそれらに類するものの利用は対象外とし、購入に要した費用に含めない。また、他の補助を受けた費用についても対象外とする。

(補助金の交付額)

- 第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、次に掲げる金額を上限とする。
- (1) 幼児二人同乗用自転車 30,000円
 - (2) 幼児二人同乗用自転車(電動アシスト自転車) 50,000円
- 2 前項の規定により算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 3 市長は、交付申請の総額が当該補助金に係る予算額を超えるときは、交付申請の受付順(申請書の受付日時)を基準として、補助金の額を調整し又は交付をしないことができる。
- 4 補助対象者が1回の申請において補助金の交付を受けることができる幼児二人同乗用自転車等の上限数は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 幼児二人同乗用自転車 1台
 - (2) 幼児用座席 2台
 - (3) 幼児用ヘルメット 養育する幼児1人につき1個

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を3月15日までに、市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する交付申請の対象は、申請日の属する年度の前年度3月1日(令和8年度に限り、令和8年4月1日)から当該年度2月末日までの間に購入した幼児二人同乗用自転車等の購入費用とする。
 - 3 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申

請者の同意を得て市長が公簿等により確認することができるときは、第1号及び第2号の書類を省略することができる。

- (1) 続柄が記載された世帯全員の住民票の写し
- (2) 市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 領収書等の写し（購入者の氏名（申請者に限る）、購入日、購入店舗名、購入品目及び購入金額が明記されているもの）
- (4) メーカー保証書の写し（メーカー名、型番、車体番号等が記載され、安全基準に適合していることが確認できるもの）
- (5) 幼児二人同乗用自転車の車体全体及びB A Aマーク、幼児二人同乗基準適合車マークが確認できる写真（電磁的記録を含む）
- (5) 幼児用座席、幼児用ヘルメットの全体及びS Gマークが確認できる写真（電磁的記録を含む）
- (7) 防犯登録カードの写し
- (8) 自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

4 第1項の規定による申請は、規則第8条の規定による実績報告書の提出とみなす。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「関係法令等」という。）に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、この補助金の交付の目的に適っていること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から60日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助金の申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 関係法令等及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 交付決定日から2年間、幼児二人同乗用自転車等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、破損

により使用不能となった場合等、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知および補助金の交付)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するとともに、高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に記載された口座に補助金を振り込むものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「被決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げは、高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(決定の取消)

第12条 市長は、被決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第9条第1項第3号の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消をしたときは、高槻市幼児二人同乗用自転車等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により被決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 第10条第1項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）が、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合は、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第14条 被交付者は、第12条の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセン

トの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 被交付者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、被交付者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、被交付者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行し、令和8年6月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当面の間、所要の調整の上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができるものとする。